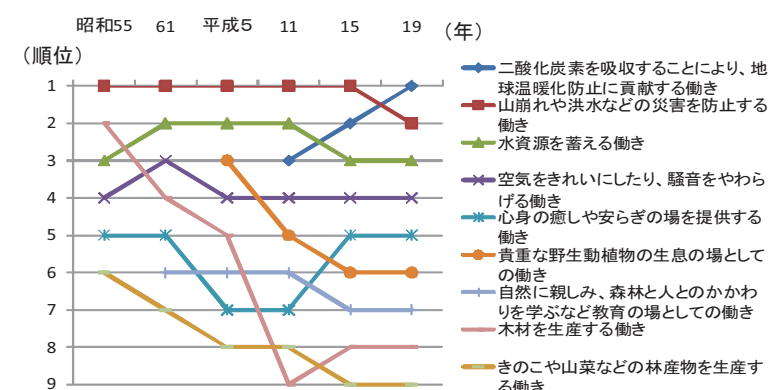


第Ⅱ章 多様で健全な森林の整備・保全の推進

1 多様で健全な森林の整備

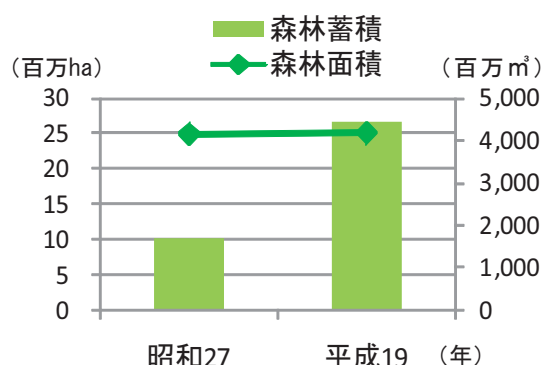
- 地球温暖化防止や生物多様性の保全等への寄与など森林の持つ多面的機能に対する国民の要請は高度化・多様化。
- 積極的に造成された人工林は、高齢級の森林が現在急増中。資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、多様化する国民のニーズを踏まえ、広葉樹林化等の多様な森林整備を推進するための分岐点となる時期にもあるところ。
- 平成20年10月に策定された全国森林計画においては、このような森林・林業をめぐる状況の変化等を踏まえつつ、より長期的視点に立って森林づくりを推進する観点から間伐計画量や育成複層林の目標面積を大幅に増加。

国民が森林に期待する働き



資料：内閣府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成19年5月調査）
注：回答は選択肢の中から3つまで選ぶ複数回答であり、期待する割合の高いものから並べている。特になし、わからない、その他を除き掲載している。

我が国の森林資源量の推移



資料：林野庁業務資料

注：昭和27年は森林面積の統計がないため、昭和26年8月1日現在の数値。

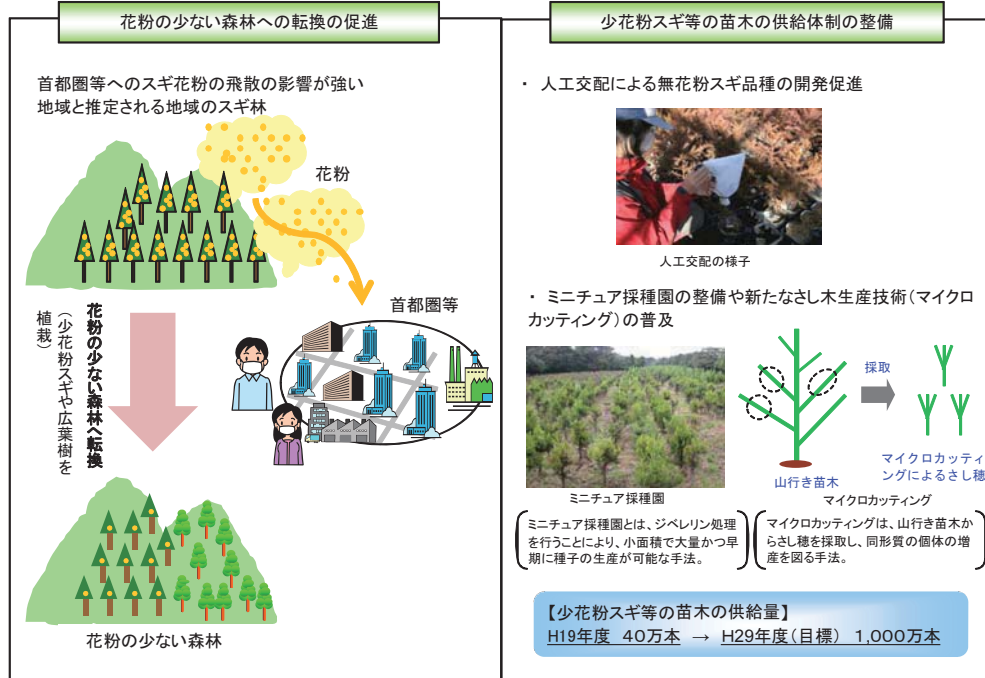
- 京都議定書における森林吸収量の確保に向け、6年間で330万haの間伐実施が目標。
- その達成のため、効率的な間伐等を促進する取組や、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」等により、森林所有者や地方公共団体の負担を軽減することが必要。
- 2年目を迎えた「美しい森林づくり推進国民運動」は、間伐等の森林整備の促進に向けた現場への働きかけと国民世論の形成を一体化させた運動を展開。
- 平成20年6月に「生物多様性基本法」が施行。「農林水産省生物多様性戦略」等に基づき、多様な森林づくりなど生態系の保全に配慮した森林の整備等を推進。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による措置の概要

森林整備事業における優遇措置	新たな交付金の交付 (美しい森林づくり基盤整備交付金)
○計画に基づき間伐等を実施する場合、森林施業計画を作成した場合と同水準の助成 ○事業主体は、森林組合以外の林業事業体を含め幅広く設定可能	○農林水産大臣に計画を提出した市町村に対して国から交付金を直接交付 ○市町村が実施する独自の取組に交付金を活用することにより負担の軽減や事業量の増加も可能
地方債の特例	伐採届出の特例
○計画に基づく間伐等に要する追加的な経費（上記の森林整備事業と交付金事業に対する地方公共団体の負担分）が地方債の対象 ○その元利償還金の3割について交付税で措置 ○これらにより、国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担が軽減・平準化	○計画に位置付けられた実施主体が実施する間伐等については、森林法により義務付けられている事前の伐採届出が不要

○国民的な広がりを見せているスギ花粉症については関係省庁の連携により総合的な対策を推進。林野庁では、今後、花粉の少ない森林への転換や少花粉スギ等の苗木の供給量の大幅な増大により花粉発生源対策を加速化。

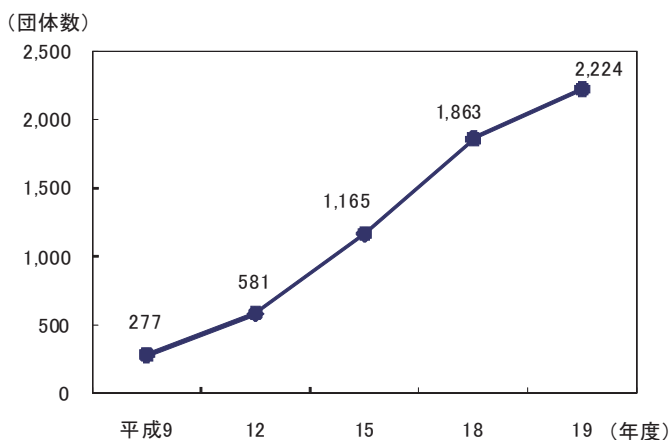
花粉の少ない森林づくりに向けた取組



○林野庁の調査によると森林ボランティア団体数は約2,200団体と大幅に増加（平成19年度）。また、CSR（企業の社会的責任）活動の一環としての森林づくり活動が活発化。

○森林の整備等を目的とした地方公共団体による独自課税の取組が増加。平成15年に最初に導入されて以降、平成20年度までに29県で導入。

森林ボランティア団体数の推移



資料：林野庁業務資料

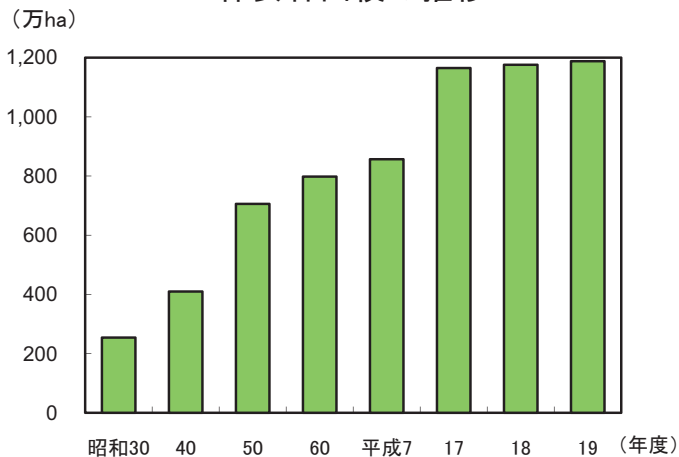
森林整備等を目的とした独自課税を導入した県

導入時期	独自課税を導入した県				
H15.4	高知県				
H16.4	岡山県				
H17.4	鳥取県	島根県	山口県	愛媛県	熊本県
	鹿児島県				
H18.4	岩手県	福島県	静岡県	滋賀県	兵庫県
	奈良県	大分県	宮崎県		
H19.4	山形県	神奈川県	富山県	石川県	和歌山県
	広島県	長崎県			
H20.4	秋田県	茨城県	栃木県	長野県	福岡県
	佐賀県				
H21.4予定	愛知県				

2 国民の安全・安心の確保のための国土の保全等の推進

- 水源のかん養、災害の防備等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林については計画的に保安林に指定。保安林の面積は平成19年度末において1,188万ha（我が国の森林面積の約5割、国土面積の3割）。
- 平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震をはじめ、近年の地震や集中豪雨の頻発により甚大な山地災害が発生していることから、国有林と民有林が連携した一体的な治山対策及び地域の避難体制と連携した減災対策等の効果的・効率的な対策を進めることが重要。また、大規模な山地災害の発生時には、国による都道府県に対する支援を進めることが必要。

保安林面積の推移



資料：林野庁業務資料

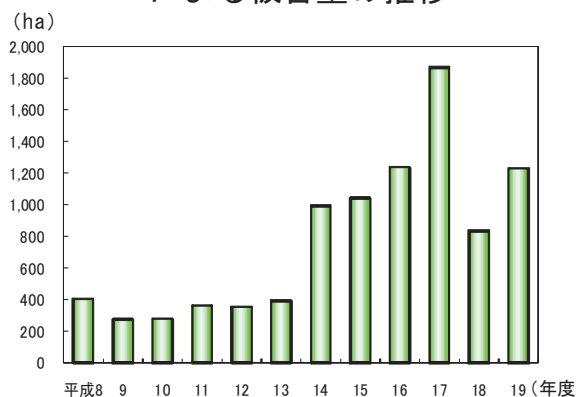
平成20年に発生した山地災害



岩手・宮城内陸地震による被害（宮城県栗原市）

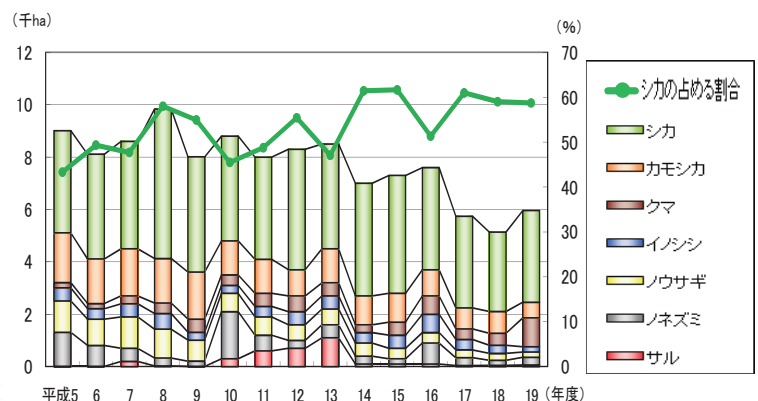
- 松くい虫被害量は5年連続して減少する一方、高標高地域等で新たな被害が発生。被害の拡大を未然に防止するため、特に被害拡大の先端地域等における防除対策が重要。
- カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりミズナラ等の樹木が集団的に枯損する被害が本州日本海側を中心に拡大。平成19年度の被害面積は約1,200ha。被害拡大を防止するため効果的な防除対策の推進が重要。
- 野生鳥獣による森林被害の約6割はシカによる被害。近年は、野生鳥獣の生息域の拡大等により被害が広域化。被害防止施設の設置等の対策とともに、隣接した自治体の連携・協力により広域的な対策を推進していくことが重要。また、野生鳥獣の良好な生息環境の整備・保全に配慮し、地域の特性に応じて、間伐の推進や広葉樹林の育成を図るなど、長期的な視点からの対策を適切に推進することが重要。

カシノナガキクイムシ
による被害量の推移



資料：林野庁業務資料

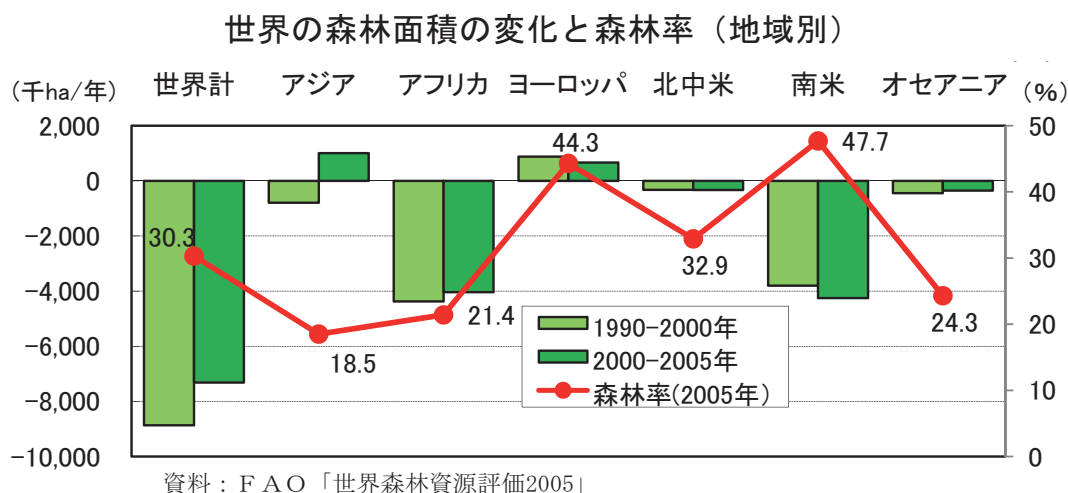
野生鳥獣による被害量の推移



資料：林野庁業務資料

3 森林・林業に関する国際的な取組の推進

- アフリカや南米を中心として、世界における森林の減少・劣化は依然として進行。
- 世界の大規模な森林の減少・劣化は、その国・地域の環境や経済活動に悪影響を及ぼすのみならず、地球温暖化、生物多様性の損失、砂漠化の進行など、地球規模の環境問題を更に悪化させるおそれ。
- このため、国際社会の協力の下、持続可能な森林経営を進める取組、開発途上地域に対する森林の整備・保全等の面で積極的な協力を推進。



- 持続可能な森林経営を推進するための国際的協調の一つとして「基準・指標」の作成が世界各地で進行。我が国は、欧州以外の温帯林等諸国による「モンテリオール・プロセス」に参加。平成20年に基準・指標の改定作業を完了し、54指標に簡素化。
- 違法伐採対策は世界の持続可能な森林経営を推進する上で重要。我が国は国際的な議論や協力を通じ積極的に違法伐採対策を推進。
- また、技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営を推進するための国際協力を実施。

モンテリオール・プロセスの7基準54指標

- 【基準1】 生物多様性の保全（9指標）
生態系タイプ毎の森林面積、森林に分布する自生種の数など
- 【基準2】 森林生態系の生産力の維持（5指標）
木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積など
- 【基準3】 森林生態系の健全性と活力の維持（2指標）
通常の範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積など
- 【基準4】 土壌及び水資源の保全・維持（5指標）
土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積など
- 【基準5】 地球的炭素循環への寄与（3指標）
森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化など
- 【基準6】 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進（20指標）
林産物のリサイクルの比率、森林への投資額など
- 【基準7】 法的・制度的・経済的な枠組（10指標）
法律や政策的な枠組、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力など

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた技術協力プロジェクト

地域	国数	終了件数	実施中件数	計
アジア・大洋州	12か国	48	13	61
中南米	11か国	16	9	25
アフリカ	8か国	10	5	15
合計	31か国	74	27	101

資料：林野庁業務資料

注1：平成20年（2008年）4月1日現在

注2：終了件数については1976年から2008年3月までの実績。